

議会運営委員会会議録①（令和6年12月2日）

出席委員 原委員長 青山副委員長 吉森委員 岩城委員 古沢委員 開田委員
尾崎議長（オブザーバー）

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員 石井局長 中田局長補佐

午前10時04分開会

【原委員長】 これより議会運営委員会を開催いたします。

ただいま議長より副議長へ辞職願が提出されました。そこで、本日の議事の流れについて事務局より説明をお願いいたします。

【石井局長】 それでは、本日の議事の流れについてご説明いたします。

今ほど委員長からもございましたが、尾崎議長から辞職願が提出されました。この後、日程を追加し、議長の辞職についてお諮りすることとなりますが、辞職が許可された場合の議事の流れについてご説明いたします。

この議会運営委員会終了後、直ちに全員協議会を開催いたします。全員協議会で本日の流れについて説明した後、本会議を再開します。本会議では、副議長が議長に代わり議事を進めることになります。議長の辞職については、地方自治法第108条及び滑川市議会会議規則第130条により議会の許可が必要となりますので、これをお諮りいたします。議長の辞職が許可された場合、議長の選挙を行います。指名推選と投票のいずれかの方法によるかをお諮りいたします。選挙により新議長が決定しましたら、暫時休憩し、再度全員協議会を開催して、新議長決定に伴い選任する必要がある委員等について協議を行います。これについては、議長決定後の全員協議会のほうでご説明いたします。

以上でございます。

【原委員長】 それでは、ただいまの事務局の説明に対し、何かご質問はありませんでしょうか。

（質疑する者なし）

【原委員長】 ないようであります。

選挙の方法についても何も意見がなかった場合は、委員長より指名推選としたい旨の発言をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

【原委員長】 よろしく願いいたします。

先ほど事務局からもありましたが、新議長が決定いたしましたら、暫時休憩し、改めて全員協議会を開催し、新議長決定に伴い選任する必要がある委員等について協議を行います。

以上で議会運営委員会を閉会といたします。

直ちに全員協議会を開催いたしますので、大会議室へ移動をお願いいたします。

午前10時06分閉会